

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2395号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

http://www.zck.or.jp



芽吹く

人は切羽詰まると、思いもよらぬことを考える。このときも三船は、なぜか地球はまるい、それでは人間もまるくなってしまうよよいと思っただけだ。球になれば、倒れることはない。ただ転がるだけである。

柔道は相手の力を利用する。「押さば引け、引けば押せ」がその原理である。ところが、「押さば引け」ではなく、「押さばまわれ」である。押されると同時に、体をひよいとまわせば、相手は空を切って断崖に落

ることができない。

「球車」の発想

八月十五日。敗戦の詔勅に茫然自失となつたときである。

柔道の三船久蔵十段も「これからの日本は、いったいどうなるのだらうかと泣いた。泣いているうちに、柔道の技を考えたというから、やはり尋常ではない。

戦いに負けて、無条件降伏というの、いわば断崖絶壁に追いつめられた状態である。

これ以上は一步も引くことができない。

敗戦の年の三船久蔵は六十歳。身長一五九センチ、体重五十九キロというから、そのころでは平均寿命をはるかに超えた小柄な老人である。この老人が、ひよいと身体をまるめて沈めると、二メートルもある外人が、思わず前に重心を移して、その拍子に面白いように宙を飛んだと、楽しそうに語っておられた。

すべてが変革を求めて身をよじっている昨今である。球になつてころがるか、跳びはねるか。

(エッセイスト 山本兼太郎)

もくじ

政 策	借入金残高が一八一兆円に拡大「平成十四年版地方財政白書(解説).....(2)
活 動	改正自治法成立で山本会長が自民党幹部を訪問.....(5)
フ	みなで創ろう「のんびり楽しい田舎人天国」兵庫県神崎町.....(8)
随 報	北海道佐呂間町長 堀 次郎.....(11)
情 報	政策リーダー.....(12)

●写真募集●
本誌用紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

平成十四年版 地方財政白書 (解説)

借入金残高が一八一兆円に拡大

総務省は三月二十二日、平成十四年版の地方財政白書をまとめた。平成十二年度の地方財政を分析したもので、それによると、決算規模は、国の経済対策が小規模となったことなどを反映して三年ぶりのマイナスとなった。また、実質収支は黒字となったが、二都府と二市町村が赤字団体となっている。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、人件費の減少から低下したが、公債費負担比率、起債制限比率ともに上昇した。これまで増発した地方債の償還の本格化に伴い公債費が増加したため。さらに、借入金残高は約一八一兆円にも膨らんだ。このため、白書は「地方財政は極めて厳しい状況にある」と指摘。引き続き行政改革と歳出の重点化、行財政運営の透明化による地方財政の健全化の必要性を強調している。

二市町村が赤字団体に

平成十二年度の決算規模(普通会計)は、歳入一〇〇兆二、七五一億円、歳出九七兆六、一六四億円で、前年度に比べそれぞれ三・六%、三・九%減少した。三年ぶりの減少。国の補正予算の経済対策が小規模となったほか、介護保険制度の決算が公営企業会計に移行したことなどが要因。この結果、実質収支は一兆一、二五九億円の黒字となった。うち、都道府県は前年度の一九四億円の赤字から七億円の黒字に転換した。それでも、赤字団体が、都道府

県では東京と大阪(前年度四団体)の二団体、市町村も二団体(同一二団体)となっている。赤字市町村の内訳は一四市、六町村と二つの一部事務組合。

地方税が三年ぶり増加に

歳入の内訳をみると、地方税は三五兆五、四六四億円(前年度比一・五%増)で、三年ぶりに増加に転じた。個人住民税が三・八%減少したものの、定額郵貯の大量満期で都道府県民税の利子割が二倍に増加、法人関係二税も企業収益の改善を反映して六・〇%増加したため。歳入に

占める地方税の割合も三五・四%と前年度より一・七ポイント上昇した。ただ、ピークの昭和六三年(四四・三%)と比べると、三三丁三六%台で低迷している。また、地方特例交付金(九、一四〇億円、同四二・八%増)、地方交付税(二一兆七、七六四億円、同四・四%増)も増加した。これに地方譲与税を加えた一般財源は五八兆八、五七〇億円(同三・〇%増)となり、歳入に占める割合も五八・七%と前年度より三・八ポイント上昇した。

一方、普通建設事業が減少したことを受けて、国庫支出金が一四兆四、五四三億円、同一二・九%減となったほか、地方債も一兆一、一六一億円で、同一五・〇%減となった。地方税収の落ち込みに伴う減収を補てんする地方債の発行が減少したほか、普通建設事業が減少したため。このため、地方債依存度も一・一%と前年度より一・五ポイント低下した。

歳出では、義務的経費が四五兆三、二〇〇億円と前年度より〇・九%減少した。人件費(二六兆八、七五五億円、同〇・六%減)が職員給の減少等で前年度を下回ったほか、扶助費(六兆九六四億円、同一一・

八%減)が介護保険関係経費の公営企業会計移行で減少したことなどによる。その中で、公債費だけが二兆三、四六二億円、前年度比五・〇%増と前年度を上回った。これまで増発した地方債の償還が本格化したため。このため、義務的経費の構成比も、前年度比一・四ポイント上昇の四六・四%となった。同経費は、近年、投資的経費の増加が相対的に大きかったため昭和六十年(四八・八%)をピークに低下傾向にあったが、平成八年度以降は投資的経費の減少に伴い上昇傾向にある。うち、扶助費の構成比は、社会福祉関係事務が主に市町村で実施されているため市町村(九・二%)が都道府県(二・六%)を上回っている。

一方、投資的経費は、その大部分を占める普通建設事業費が減少したことから二四兆四、三三五億円、前年度比八・九%減となった。うち、補助事業費は一〇兆五、一三八億円(同九・八%減)、単独事業費は一兆八、五七〇億円(同八・〇%減)となったが、単独事業費が引き続き補助事業費を上回っている。その他の経費も二七兆八、六二九億円(同四・二%減)と前年度を下回った。繰出金が増加(同二・三%増)したものの、積立金(同二二・五%減)、貸付金(同六・〇%減)、物件費(同三・六%減)等が減少したため。なお、投資的経費の構成比は、平成二年度以降の積極的な地方単独事業の実施や四年度以降の数次にわたる経済対策の影響から上昇していた

政 策

表1 市町村の規模別1団体・人口1人当たりの決算額の状況

区 分	1 団体当たり		人口1人当たり	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
	億円	億円	千円	千円
大 都 市	8,337	8,222	523	515
中 核 市	1,637	1,583	377	365
特 例 市	823	802	354	345
中 都 市	631	612	323	314
小 都 市	199	193	386	373
町村(人口1万人以上)	74	71	395	378
町村(人口1万人未満)	41	40	765	737

が、八年度に低下に転じ、十二年度は前年度比一・四ポイント低下の二五・〇%となった。また、普通建設事業費のうち、補助事業の構成比は都道府県(一三・四%)が市町村(七・六%)を上回る一方、単独事業費では市町村(一三・八%)が都道府県(九・七%)を上回っている。

起債制限比率が九年連続上昇

財政構造の弾力性をみると、経常一般財源に占める人件費や公債費など経常経費充当一般財源の割合をみる経常収支比率は八六・四%と前年度より一・一ポイント低下した。集計開始以来最も高かった平成十年度(八九・四%)以降二年連続の低下となる。人件費の減少などによるものだが、平成二年度に比べると一六・二ポイントも高く、特に公債費充当分が大幅に上昇している。う

表2 市町村の規模別歳入決算の状況

(構成比 %)

	地方税	地 方 交付税	国 庫 支出金	都道府県 支出金	地方債
大 都 市	38.9	9.1	12.0	1.4	11.5
中 核 市	41.9	12.6	11.2	2.5	9.6
特 例 市	44.3	11.4	10.6	3.9	7.7
中 都 市	47.2	10.0	9.2	4.5	7.1
小 都 市	33.6	23.4	8.8	5.1	8.7
1 万 以 上 町 村	28.3	31.5	5.8	6.0	8.3
1 万 未 満 町 村	12.4	45.3	6.0	8.3	10.7

ち、都道府県が八九・三%(同一・四ポイント低下)、市町村は八三・六%(同一・三ポイント低下)となっている。都道府県が高いのは、市町村立義務教育職員給与を負担するなど人件費充当分が大きい。なお、同比率七五%以上は、都道府県が全四七団体(前年度四五団体)、市町村も八五・八%を占める二、七六八団体(同一、六九四団体)あるなど、多くの団体で財政構造が硬直化している。

また、公債費が一般財源総額に占める割合をみると、公債費負担比率は、前年度より〇・五ポイント上昇して一七・七%となった。これまで発行した地方債の元金償還が増加しているため、平成四年度以降九年

表3 市町村の規模別歳出決算の状況

(構成比 %)

	義務的 経 費	(うち 公債費)	投資的 経 費	(うち 単 独)
大 都 市	41.8	12.8	22.3	12.9
中 核 市	43.6	11.9	24.5	16.6
特 例 市	44.5	11.7	20.9	12.4
中 都 市	45.0	11.0	19.2	12.8
小 都 市	41.9	11.7	22.5	14.0
1 万 以 上 町 村	37.0	11.7	24.1	15.1
1 万 未 満 町 村	35.7	14.4	29.1	14.4

連続して上昇している。地方債元利償還金が一般財源(標準財政規模)に占める割合である起債制限比率も前年度比〇・三ポイント上昇の一・三%と九年連続の上昇となった。公債費は義務的経費の中で特に弾力性の乏しい経費であり、財政構造の硬直化が進んでいる。なお、起債制限比率一五%以上が、都道府県では三団体(前年度四団体)、市町村では一〇〇団体(同九八団体)ある。

将来にわたる財政負担をみると、平成十二年度末の地方債現在高は一・二八兆一、一一六億円で、前年度より二・〇%増加した。地方税収等の落ち込みや減税に伴う減収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加などで地方債が急増したため。同残高は、昭和五十年末では歳入総額の〇・四四倍だったが、平成四年度以降急増、二二年度末には一・二八

倍となった。これに、交付税特別会計借入金残高の二六兆一、六三三億円(同一八・二%増)、企業債現在高の二七兆三三三億円(同四・一%増)を加えた普通会計が負担すべき借入金残高は、前年度比四・四%増の一八・一兆四、〇七二億円に膨らんだ。標準財政規模に対する比率は前年度より七・九ポイント上昇の三二四・四%にまで増大、名目国内総生産に対する比率も一・六ポイント上昇の三五・四%となった。

市町村別の財政状況

財政状況を市町村の規模別にみると(表1)、一団体当りの歳出規模は、大都市が八、二二三億円、特例市八〇二億円、小都市一九三億円、人口一万人以上町村七一億円、同一万人未満町村四〇億円などと人口規模の大きさに応じて規模も大きくなってきている。これを人口一人当たりで見ると、大都市五二万円、特例市三五万円、小都市三七万円、一万人以上町村三八万円、一万人未満町村七四万円と、逆に、小規模団体ほど規模が大きくなる。

歳入では(表2)、うち地方税の構成比は大都市の四七・二%をトップに、特例市、中核市などが高く、一万人以上町村は二八・三%、一万人未満町村は二二・四%で最も低くなっている。これに対し、地方交付税の構成比は一万人未満町村の四五・三%をトップに、一万人以上町村(三一・五%)、小都市などが続き、最も低い大都市は九・一%と一ケタ

政 策

表4 市町村(規模別)の財政構造の弾力性等

	経常収 支比率	公債費 負担比率	起債制 限比率	実質財政負担 標準規模比率	実質収 支比率
大 都 市	89.4	18.2	14.2	313.1	0.3
中 核 市	79.5	16.3	11.3	184.9	3.0
特 例 市	82.5	15.9	11.6	174.6	3.1
中 都 市	85.0	14.2	10.6	163.8	3.4
小 都 市	83.9	15.3	10.7	165.8	4.0
1 万 以 上 町 村	79.3	14.5	8.7	122.0	5.2
1 万 未 満 町 村	81.2	19.3	9.6	148.0	5.0

台となっている。地方債の構成比(地方債依存度)は、大都市の二・一・五%が最も高いが、次いで一万人未満町村が一〇・七%で続き、一万人以上町村は八・三%、最低は大都市の七・一%となっている。

歳出(性質別構成比)では(表3)、うち、投資的経費は一万人未満町村の二九・一%をトップに、中核市の一万人以上町村などが続き、中核市が一九・二%で最も低い。これに対し、義務的経費は中核市が四五・〇%で最も高く、特例市、中核市が続き、一万人以上町村(三七・〇%)、一万人未満町村(三五・七%)では四割台を割っている。

また、財政構造の弾力性をみると

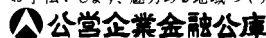
(表4)、経常収支比率は大都市が八九・四%で最も高く、このほか、中核市、小都市、特例市、一万人未満町村のいずれも八〇%台の高率となっているが、一万人以上町村(七九・三%)と中核市(七九・五%)のみが八〇%台を割っている。なお、町村で低いのは、生活保護等を都道府県が負担しているなど扶助費の割合が低いため。また、公債費負担比率は一万人未満町村の一九・三%が最も高く、以下、大都市、中核市などが続き、中核市が一四・二%で最も低い。起債制限比率は、大都市の一四・二%が最も高く、以下、特例市、中核市が一%台で続き、町村は、一万人以上町村八・七%、一万人未満町村九・六%といずれも一ケタ台にとどまっている。起債制限比率の分布をみると、最も高い大都市では四二%が一五%以上で、他の都市も六〜七割が一〇%〜一五%未満”となっているのに対し、町村では約半数が「五%〜一〇%未満」と低くなっている。

このほか、将来にわたる実質的な財政負担を、標準財政規模に対する割合で見ると、大都市が三・三%で最も高く、次いで中核市、特例市などと続き、町村は、一万人未満町村が一四・八%、一万人以上町村が二・二%となっており、規模・権能が大きい団体ほど比率が高い傾向にある。

(自治日報社 井田正夫)



お手伝いします、魅力ある地域づくり



政 策

地方自治法等の一部改正法が成立

住民訴訟・新四号訴訟の適用は十四年九月一日から

住民の直接請求要件の緩和や住民監査請求・住民訴訟制度等の充実を図るための「地方自治法等の一部を改正する法律案」が、去る三月二十八日、衆議院本会議において可決、成立した。同法律案は、翌二十九日の閣議を経て三月三十日に公布された。

提出された法律案は、地方自治法の一部改正に関する事項のほか、合併協議会に関する住民投票制度の導入等を内容とした市町村合併の特例に関する法律の一部改正に関する事項、地方分権推進委員会の意見(平成十二年八月八日)を踏まえ、権利義務規制に係る事項に関し条例・規則等への委任のあり方の見直しに伴う個別法の改正に関する事項を含む内容となっている。

政令等によって定められた施行期日は、地方自治法の住民訴訟等に関する事項が平成十四年九月一日から、市町村合併特例法関係が平成十四年三月三十一日から、条例・規則等の委任に関する個別法の改正関係が平成十五年一月一日から、となっている。

本誌では、これら多岐にわたる今回の法改正のうち、地方自治体関係者の関心が特に高かった、住民監査請求制度と住民訴訟制度の見直しを中心に解説することとした。

制度改正の背景

昭和二十三年の地方自治法改正によって導入され、その後、昭和三十八年の大幅な改正を経て今日に至っている住民監査請求・住民訴訟制度は、経済社会状況の大幅な変動等による住民意識の変化等に伴い、近年増加傾向を辿っている。

行政といえどもその活動が一定の価値判断による裁量行為を伴い、また最終的に自然人を通じて営まれる以上、完全無欠な無謬性を絶対的条件として求めることは不可能と言える。このため、行政の違法・不当をただす途として、苦情処理や不服申立による簡易迅速な救済手続きに加え、行政事件訴訟の中の民衆訴訟と

して住民訴訟制度が位置づけられていることは、住民による行政監視の有効な手段として重要な役割を果たしてきている。

しかし、一方で、長や職員個人を被告とする住民訴訟制度のもとでは、たとえ長や職員個人が適法な財務会計行為を行っていたとしても、住民が違法と判断すれば、長や職員個人を被告として訴えることができること、そして、長や職員は裁判に伴う各種負担を個人として担わざるを得ないことから、長や職員に、政策判断に対する過度の慎重化や事なかれ主義への傾斜による責任回避等といった、この制度の弊害が指摘され、分権時代にあつて大胆かつ柔軟な発想のもとで積極的な行政展開を行うことが困難になる、といった声が高まってきた。

このような状況を踏まえ、政府は、第二十六次地方制度調査会が、平成十二年十月二十五日の答申において、「住民自治の更なる充実方策」として、住民監査請求や住民訴訟制度の見直しを提言したのを受け、これらの制度改正に着手した。

住民監査請求制度

地方財政の健全性は、終局的には租税の負担者である住民の監視によって維持されることが適当であり、地方自治体の財産管理や財務会計行為の適否は、監査委員に対する監査請求を通じて監視しようとする仕組みが住民監査請求制度である。(法二四二条)

今回の改正では、新たに監査委員による暫定的な停止勧告制度が創設されることとなった。これは、住民監査請求があつた場合、一定の要件(当該行為が違法であると思料するに足る相当の理由があり、回復困難な損害を回避するための緊急の必要があり、かつ、当該行為の停止によって人の生命、身体に対する重大な危害発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認められるとき)のもと、当該地方公共団体の長や執行機関または職員に対し、理由を付した上で勧告手続きが終了するまでの間、当該行為の停止を勧告できるというものである。

また、審査の際、監査委員が必要と認めるときは、請求人および関係機関または職員を立ち会わせて陳述の聴取を行うことができることとされ、審査手続きの透明性の確保と、信頼性の向上が図られ、住民監査請求制度の充実が図られることとなった。

住民訴訟制度

住民訴訟制度は住民が監査請求をしても、監査委員が監査を行わな

活 動

改正自治法成立で
山本会長が自民党幹部を訪問



山崎自民党幹事長(左)と山本会長(右)

全国町村会では、地方自治法等の一部改正法案が国会において審議されていた昨年秋季以降、早期成立に向けた要望活動を全国の町村長各位の協力を得ながら数次にわたり行ってきた。そして、このたびの改正法成立を受け、四月十一日山本文男全国町村会長(福岡県添田町長)が自民党の山崎拓幹事長ら同党幹部を訪ね、法成立に対する謝意を伝えた。

かったり、適切な措置を講じない場合、あるいは議会、長その他執行機関が勧告に従わなかった場合などに備え、監査請求をした住民がさらに裁判所に訴訟を提起して、執行機関または職員等に対し違法な財務会計行為を是正するよう請求できる制度である。(法二四二条の一)

今回の改正では、法二四二条の二の一項に規定されている訴訟類型のうち、損害賠償や不当利得の返還請求に関する、いわゆる「四号訴訟」の規定を中心に改正の手が加えられ、今回の自治法改正の焦点の一つとなった。

従前の四号訴訟では、住民が違法と判断する財務会計行為について、当該地方公共団体に代わり(違法な支出により損害をこうむるのは当該地方公共団体であるから)、長や職員個人を被告とした損害賠償や不当利得の返還請求を行う「代位請求訴訟」という類型で構成されていた。これを新たな制度では、請求の相手方を長や職員「個人」から「執行機関としての長等」へと変更し、「執行機関としての長等」から「個人」に対し、損害賠償や不当利得の返還を命ずることを請求する「履行請求訴訟」へと訴訟類型の再構成が行われた。これにより、住民訴訟で被告たる執行機関の敗訴が確定した場合、当該普通地方公共団体の長は、職員個人等に対し、判決の確定後六〇日以内を期限とした賠償命令等を行うこと、また、これに応じない場合、損害賠償請求等の民事訴訟を提起することが新たに義務づけられた。(改正法二四三条の二、四項以下)このとき、長個人に対する賠償

命令等を行う場合には、執行機関の立場と個人の立場とが重複し利益相反となるため、代表監査委員が当該地方公共団体を代表して賠償等を命ずる規定が置かれた。(改正法二四二条の三、五項)

また、訴訟が提起された際、執行機関等は、遅滞なくその訴訟を個人としての当該職員等に告知しなければならぬ規定が設けられた。(改正法二四二条の二、七項)その趣旨としては、執行機関等が訴訟で敗訴した場合、個人として損害賠償義務等を負うこととなる職員等に対し、あらかじめ当該訴訟に参加する機会を与え、判決への参加的効力をこれらの者に及ぼすとともに、その判決の既判力を第二段目の民事訴訟に及ぼすことがあげられる。このため第二段訴訟において、違法性や責任の有無が再度争点となることはなくなり、裁判は短期間で終了するものと思われる。

ところで、今回の改正にあたっては、前述の訴訟類型の再構成により、被告が「個人」から「執行機関」へと変更されることについて、国会や言論界、学者等の一部から、「首長の責任逃れ」、であるとか、「住民の権利を狭める」といった批判や疑問が出された。

しかし、この点については、次のようにとらえるべきであると考えます。すなわち、新四号訴訟においても、訴訟の対象となる範囲や個人

市町村長特別セミナー

受講者募集中

全国市町村国際文化研修所では、財団法人地域創造との共催により、市区町村長助役、収入役を対象に、地域の国際化と今後の市町村が進むべき方向性を考える特別セミナーを左記により開催いたします。ぜひご参加ください。

記

一、日時

平成十四年五月十六日(木)十三時開講
十七日(金)十二時十五分開講

二、内容

五月十六日(木)
講演「未完の分権改革」
地方制度調査会会長 諸井 虔氏
講演「地方分権の課題」(仮題)
東京大学経済学部教授 神野直彦氏

五月十七日(金)
*会場/滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール
講演「IT時代の文化的課題」
演出家・劇団SCOT主宰鈴木忠志氏
講演&コンサート「音楽が街にやってくる」
…音楽による地域づくりの実例」
音楽プロデューサー 児玉真氏外

三、参加費 一〇,〇〇〇円

(研修費、宿泊費等一切を含みます。)

四 申込及び問合せ先

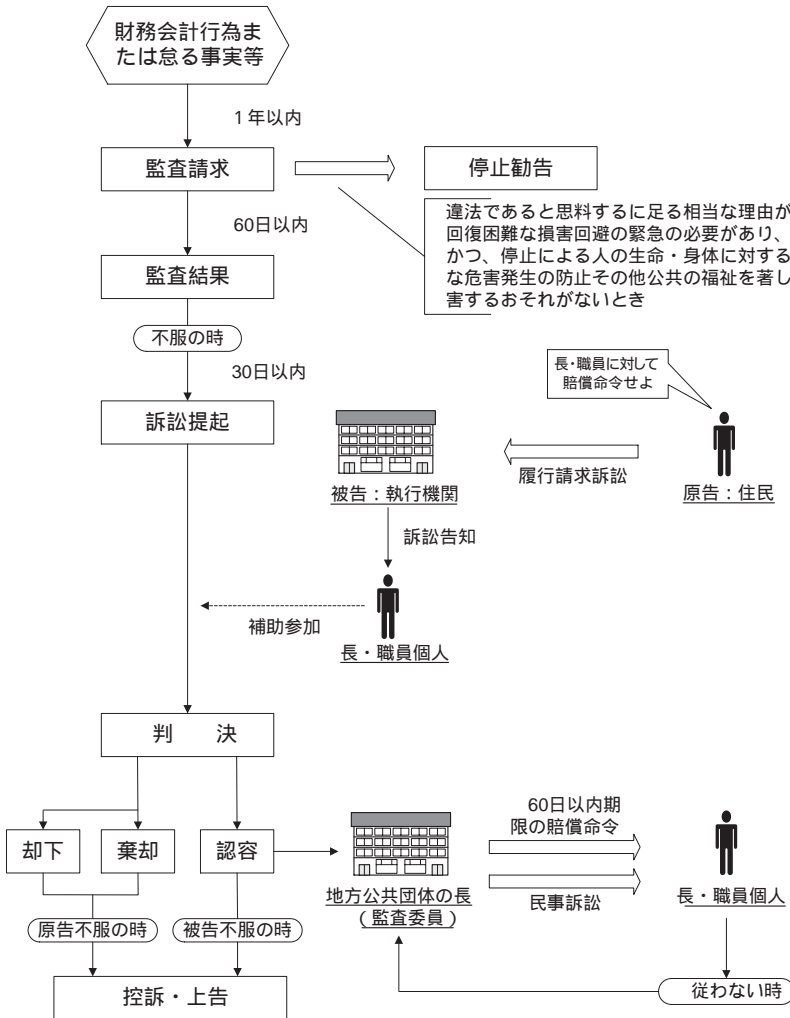
全国市町村国際文化研修所教務課
〒五二〇〇一〇六

滋賀県大津市唐崎二丁目十三番一
TEL 〇七七 五七八 五九三一
FAX 〇七七 五七八 五九〇六

五 申込期限 平成十四年四月二十六日(金)
研修概要は ホームページでもご覧いただけます。アドレスはhttp://www.jiam.jp/です。

政 策

新4号訴訟における住民訴訟の流れ(概略)



としての長、職員等に損害賠償義務等を負わせるという実体責任には、何らの変更もないこと、執行機関として応訴することにより、地方公共団体の有する証拠や資料の活用が可能となること、結果として地方公共団体の説明責任の強化となり、将来に向けての違法な行為の抑止への適切な対応が可能となること、といった改正に伴う積極的なプラス効果が期待できる。

このほか、原告(住民)が勝訴し

た場合の弁護士費用の公費負担を、四号訴訟のみならず、差し止め請求(一号)、取り消し・無効確認(二号)、違法確認(三号)のすべての訴訟類型に拡大するなど、客観訴訟としての住民訴訟の機能の充実が図られている。

職員に対する賠償命令制度の充実

法二四三条の二が定める職員の賠償責任については、従前、賠償を命

ずる期間が三年とされていたものを、地方自治法(二三六条)における一般的な金銭債権の消滅時効である五年に延長されることとなった。

その他

その他、今回の改正では、直接請求要件の緩和として解散や解職に関する署名収集要件の緩和や、中核市の指定要件において人口五〇万人以上の市について面積要件を廃止する等の改正が図られた。

選ぶならUFJの

元金保証 安全・確実 **ビッグ**

＜収益満期受取型＞●2年・5年●1万円単位●設定日から1年以上たてば、中途換金も可。

UFJ信託銀行

本店 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211

あなたの思いをカタチにします。

ヒ ッ ト	ス ー パ ー 定 期
ト リ プ ル	カ ー ド ロ ー ン ・ 住 宅 ロ ー ン
ビ ッ グ 2年・5年	不 動 産

住友信託銀行

資料をご希望の方は、電話でご請求ください。テレフォンバンクセンター ☎0120-780-890
 音声ガイドにしたがってお客様サービス ☎資料のご請求 ☑を押してください。
 オペレータが資料請求をうけたまわります。受付時間(銀行休業日を除く)月～金曜日

平成13年度 地域づくり総務大臣表彰

住民参加のまちづくり

現地レポート

兵庫県

かん ざき ちょう
神 崎 町



道路敷花壇の手入れ

みんなで創ろう「のんびり楽しい田舎人天国」



犬も歩けば花にあたる？

兵庫県南部から播但連絡道を北上、神崎南I.C.で降りると左折、信号すぐ右折。左手山麓に二四〇

品種二、八〇〇本に及ぶ桜の青空博物館「かんざき桜の山・桜華園」が広がる町の幹線道路へ。この道、制限速度は五〇kmですが、少しゆっくり走ってください。ここから一kmあまり、道路路肩に途切れることなく季節の花。橋を渡ると今度は歩道にプランターの花が約五〇〇mずらり。総合病院前右手には花屋さん。たんぼの中は少しスピードを上げて信号左折。中央公民館までまっすぐ伸びる町道の路肩にも花、花。他にも町のいたるところで、のどかな農村の風景に花や木が彩りを添えています。

これらの多くは、地域の自治会や老人クラブなど多くの方々の手で一株ひとかぶ植えられたものです。町内の道路・河川などの遊休地、集落近くの里山、公民館やバス停などに年間数千本単位、延べ



路肩に続く花

数万本もの花や木が住民の手で植えられ、町の景観や印象の向上はもちろん、作業を通じて地域への愛着や新しいコミュニケーションが生まれ、育まれています。

枯木に花を
咲かせましょう！

神崎町は兵庫県のどまん中。標高一〇〇mから一、〇〇〇mに及ぶ町域約一〇〇平方キロの八七%が山林、その八割が黒い森・杉檜の人工林です。

平成元年、長期総合計画策定のための全世帯アンケート調査を行ったところ、「川の水が少なくなった・人工林が多く暗い感じがする・四季の移ろいを感じられない」といったご意見を多くの町民の方々からいただきました。過疎化、林業従事者の高齢化・後継者不足、山林とそこから流れ出す河

フォーラム



かんざき桜の山・桜華園

くさんの苗木が植えられました。また、山ばかりではなく、集落内の道路路肩や河川の堤防敷など、以前は年に一度が二度、集落の美化デーか管理者によって草が刈られるだけだった遊休地にも老人クラブや有志の団体などを中心に花や木が植

川の荒廃、等の問題に危機感を募らせていた町は、「花いつぱいの山・町をつくろう」という目標を総合計画に掲げ、翌平成二年、ふるさと創生資金による桜の青空博物館「かんざき桜の山・桜華園」の造成と同時に、「花と緑の町づくり推進事業」を開始しました。

この事業は、地域住民の方々が自ら主体的に集落周辺の里山などへ広葉樹や花木を植栽しようとするとともに、苗木や肥料などの材料代を町が一定範囲で助成するもので、全山間伐大作戦や複相林化推進等の行政施策と並行して実施されました。

身近な山や川の荒廃を行政以上に敏感に感じておられた地域の方々は、集落や自治会単位で積極的にこの事業を活用し、高齢者から子どもたちまで多くの住民の手によって、それまで荒れるに任せられていた里山が次々と整備され、た

えられ、常に人の手が入り美しく管理されるようになりました。殺風景だった公民館、バス停などの公共施設にも、次々と小さな花壇ができたり、プランターが置かれました。

手をかければかけるだけ、汗を流せば流すだけ地域が美しくなるという直接的な喜びは地域への新たな愛着を生み、自分たちの地域を自らの手で良くするために考え、楽しみながらできることからこつこつやるうという意識を高めました。そして、作業に携わる人どうし、作業する人と近所の人、高齢者と小学生など、作業を通しての会話から地域の一体感が強まり、「あそこはきれいにしとてやから、うちも負けとられへん」といった良い意味での競争意識によって、町内全域に輪が広がっています。

心に花を
咲かせましょう！

この事業、当初は花や広葉樹の植栽に限って町が一定の助成をするものでしたが、もっと地域を良くしたいという住民の皆さんからの熱いご要望に応じて徐々に準備範囲を広げ、平成九年には公園整備・看板設置等の環境整備にも対応。平成十年には『こころ豊かな地域づくり活動事業』として、音楽などの文化活動、伝統芸能の継承等々、住民が自主的主体的に行う地域づくり活動を幅広くバックアップしようとする事業に一新。だれもが、それぞれの得意な分野で、楽しく美しく住みよい地域づくりに気軽に取り組めるようにな



夢花フォーラム(有志団体)作業風景



河川敷での作業風景

このような中で、住民による有志の会が近年次々と生まれ、楽しい地域づくりにこの事業を有効に活用して下さっています。

中でも、「すてきな音楽を聞く会」が年二〜三回開催する手づくりコンサート「ふだん着で聞くクラシック」や「ジャズコンサート」はたいへん好評で、姫路や神戸からの来場者も多く、毎回満席の状態です。会場はその都度、季節の花や野草、竹、などを使って凝った飾りつけがされ、なんとものんびり楽しい空間に。託児室完備でお子様連れもOK。お茶やコーヒー、お菓子のサービスつき。そしてステージには大阪フィルなど一流奏者。これらすべてが主婦

フォーラム

主体の会のメンバーと、中高生を含むボランティアの人たちの手で運営されます。

また、集落の消防団卒業生を中心に結成された「福本お役に立ち隊」は、地球温暖化抑止への運動なども視野に入れ「住民の心の温度を二 上げよう」を合い言葉に、一花壇コンテストや集落夏祭りでの花火の打上げなど地域に密着した活動を展開。昨年末には地元の神社周辺を一万数千個の電球でライトアップしての年越しイベント「福本ルミナリエ」を開催し、新聞にも大きく取り上げられ注目を集めました。

これらの活動は、田舎の生活に彩りと刺激を与え、また、それに関わる方たちがいつもいきいきと



ジャズコンサートの様子



ぼくとわたしの思い出づくり

動いておられる姿がとても印象的です。

川は流れて、どこどこへ行くの

平成十二年度、住民と行政の協働による町の指針づくりを目指して策定した第四次長期総合計画の前文に、このようなくだりがあります。

『地区別ワークショップなど計画づくりの過程の中で私たちが語り合った「田舎者天国」という目標像は、神埼町の「らしさ」がしっかり確立され、「住む」「働く」「遊ぶ」「学ぶ」「癒す」といった暮らしのさまざまな側面がいきいきと活性化され、伝統的生活文化と現代的生活文化のバランスがとれ

た、美しい自然や農林業が生かされ、人が訪れたいくなる、定住したくなる町です。このような理想郷をめざす今後のまちづくりの実践を、住民と行政のパートナーシップによって進めていきたいと考えています。』

小さな行政を目指す「平成の大合併」を目前に、もはや「住民参加」では田舎は生き残れません。「住民主体」「住民が主人公」です。

地域を住み良く楽しくするということは、そこに住む人々が自ら考え楽しみながら行動し、自分や周囲の人たちの心にも花を咲かせるといったことではないでしょうか。

「のんびり楽しい田舎人天国」をめざして、
いついつまでも 花をさか
そおよ（町長十八番）
（神埼町役場企画財政課主査 前川穂積）

●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、ハガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。年間一部千五百円。料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。〒100-0001 四東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

損害保険

代理店

株式会社 千 (ちさと) 里

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国24か所)

随 想

牛海綿状脳症の発生に思う



北海道長 堀 次 郎
北 海 道
佐 呂 間 町



佐呂間町はオホーツク海に面し、日本で三番目に大きいサロマ湖(常呂町・湧別町の両町に隣接し、面積一五〇平方キロメートル)を有し、主産業は農業・漁業、そして今は低迷しているが林業を中心とした第一次産業の町である。

人口は、昨年の国勢調査では六千六百六十六人、昭和二十八年の一万六千八百一人、当時から比べると約一万人の減少という過疎指定地区である。

本町の歴史は、明治二十七年にアイヌの人達が住んでいたこの地に半農・半漁を営むべく、青森より和人が定住したときから始まった。

現在、農業は年間を通して安定した収入が得られる酪農が中核となっており、乳牛約一万六百頭、肉用牛約一万一千頭が飼育されている。

昨年の九月十一日、ニューヨークの貿易センタービルがテロリストに

よって破壊され、世界中を震撼させた翌日、新たに衝撃的なニュースが突然、我が町に飛び込んで来た。

佐呂間町生まれの牛が、千葉県において牛海綿状脳症(BSE)の疑いがあり、精密検査をしているので調査に協力して欲しい旨の連絡が畜保健所を通して入った。その時、すでに報道機関では、天下の一大事とも思えるような取材活動が始まっていた。

私は今、町長職として四期目、十三年間務めているが、元来は経済動物を主体として診療していた獣医師であったこともあり、BSEの恐ろしさは十分に認識していたが、大変な事態が起きたことに対する心配とある面では、とうとう来るべきものが来てしまったのかとの思いが脳裏をよぎった。

思えば一昨年の三月、宮崎県に、五月には北海道の本別町に、牛の口

蹄疫の発生をみた。その時日本の畜産界は大きなショックを受けたが、幸いにも迅速にして適切な対応によって広範囲への蔓延を防げたことは、他国で発生した時に比べると、被害はまさに奇跡的とも思える程、最小限であった。しかし、その原因は未だ明らかではなく、中国、または台湾から輸入した稲ワラが麦ワラに口蹄疫のウイルスが付いて来たと言う説が主流となっている。

さて、今回のBSEの問題については、昨年の十月十八日以降は、と畜場において全頭検査がなされ、全く安全な牛肉が市場に出回っているにもかかわらず、消費の方が遅々として伸びず、いつになったら発生前の状態に戻るのか予測のつかない現状にある。BSEの問題は想像をはるかに超える大きな被害が全国的に広がってしまった。そしてBSEに感染した牛が出た町村においては、あらゆる風評被害が出て、他の産業にも大きな影響を及ぼしていることも事実である。

今の日本の畜産における飼料の大半は諸外国からの輸入に依存しているのが現状である。食糧にしても家畜の飼料にしても、安全性を最も重要視しなければならぬにもかかわらず、収益性のみを追求してきた結果がこのような事態を招いたものと思う。更に、過去において使用されていた牛用の配合飼料や代用乳には、BSEに感染していた疑いのあ

る牛や羊の肉骨粉が使われていたと言つ。このことは本来、牛は草食動物であるにもかかわらず仲間の肉骨粉を知らずに食べさせられ、いわゆる共食いを強いられる状態であり、この行動は神様が自然界で生きる動物に対して定めた掟を冒したことになるのである。

したがって、今回のBSEの発病は物言えぬ動物が自らを犠牲にして、我々人間に警鐘を鳴らしたものと受け止めなければならないのであろう。

日本の食糧自給率は、カロリーベースで四〇％と世界の先進国では最低のランクである。故に、少しでも安価な食糧を輸入しなければならぬ国情は理解できるが、神の掟を無視することは人間のエゴそのものである。

近年、日本全土において国における諸々の農業政策のもと、作物が栽培されずに放置されている農地が増加の傾向にある。もともと国内の農地を有効活用することによって、安心で安全な食糧の自給率の向上を図ることは可能なのである。

古い中国の仏教書の中に身土不二(体と土は一つ、人間は足で歩く身近なところで育つた物を食べ生活することが良いの意)の悟りがある。

BSEの発生により、地産地消への再認識が高まることを期待し、また努力して行きたい。

政策リーダー

政策リーダー

都道府県の将来推計人口発表

厚生労働省

厚生労働省はこのほど、都道府県の将来推計人口を発表した。

日本の総人口は平成十八年にピークを迎え、以後長期の減少過程に入り、平成十二年の国勢調査によると、平成七年と比較して二三道県で減少しているが、今後も減少する都道府県は増加し、平成四十二年までほとんどの都道府県で減少が続く。また、平成四十二年の人口が平成十二年を上回る都道府県は東京都、神奈川県、滋賀県、沖縄県の四都県のみで、東京都周辺及び政令指定都市を擁する県で人口割合が上昇する傾向にあり、一割以上減少する都道府県は十三道府県にのぼる。

年少人口(〇～十四歳)は低出生率のもとで減少を続け、平成十二年から平成二十二年にかけては、東京都や滋賀県など一部で維持されるものの、平成二十二年以降は全都道府県で減少する。

老年人口(六五歳以上)は、平成三十二年まで全都道府県で増加するが、増加率は概ね減少傾向にあり、平成三十七年から平成四十二年にかけては二三道府県で減少する。

なお、老年人口割合が三〇%を超える都道府県は平成十二年現在では一つもないが、平成二十七年には四県、平成四十二年には三五道県にのぼり、最も割合が大きいのが秋田県の三六・二%、最も小さくても滋賀県の二五・一%と推計している。

豪雪地帯対策特別措置法改正

去る三月二十九日に、「豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案」が可決され、三月三十一日付で公布、施行された。

これは、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例並びに公立の小中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置延長等のため関係国会議員より提案が行われていた。

今回の改正により、第十四条「特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例」について、特豪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するものの改築を道府県が行うことができる期限が平成二十三年度まで十年間延長されることとなった。

また、第十五条「特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例」についても、十年間延長することとなった。

なお、併せて第十三条の四「豪雪地帯に適した産業の育成等」に利雪に関する研究開発の成果の普及の促進及び第十三条の五として、雪に関連する多様な情報を適切かつ迅速に提供するため、総合的な雪情報システムの構築に対する配慮規定が追加された。

漁港漁場整備長期計画

閣議決定

政府はこの程、漁港漁場整備長期計画を閣議決定した。同計画は、漁港漁場整備法に基づき策定されたもので、計画期間は平成十四年度から十八年度の五年間、漁港・漁場・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施するための指針となる。

漁港漁場整備事業における基本課題として、水産動植物の増殖から陸揚げ、流通・加工までの一貫した水産物供給システムの構築、漁場環境の保全・創造、安全で快適な漁村の形成の三点を掲げ、十年後を目的に、漁業生産量を概ね三七万トン増産させるとともに、漁村の生活排水処理人口比率を小都市並(概ね六割)に引き上げることを目指し、水産物の品質・衛生管理の基礎となる漁港・漁場の水域環境と漁村の生活環境・労働環境の改善を図る。

このため、計画期間の今後五年間の事業量として、水産動植物の増・養殖拠点として約七五〇地区を整備、約三五〇地区で、水産物の生産流通の効率化と品質・衛生管理を強化、約五〇〇〇ヘクタールの藻場・干潟に相当する水産動植物の生育環境を保全・創造、漁村活性化のため約四三〇地区を整備することとしている。

なお、同計画においては総事業費を明記せず、施策の目標や事業の成果を重視するとしている。